

開催日:平成18年9月28日

会議名:平成18年 第4回定例会

■ 学校図書館における「専任司書教諭制度」の確立を求める意見書

橋本紀子議員

市民連合議員団の橋本紀子でございます。議員提出議案第9号学校図書館における「専任司書教諭制度」の確立を求める意見書について、賛同議員のご了解のもと、私の方から、案文を読み上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

学校図書館における「専任司書教諭制度」の確立を求める意見書

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、子どもたちが本や雑誌だけでなく、高度情報通信社会においてさまざまなメディアからの情報を選択し、判断するための情報センターとして、読書離れに対応する読書センターとして、また、学校図書館を利用することによって生涯学習社会における自己教育力を高め、生涯学習のスキルを子どもたちが身につける場として、さらに学習資料センターとしての役割を求められ、期待されている。

特に、子どもたちには、急激に変化する高度情報化社会をたくましく生き抜くための力として、みずから課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決することができる資質や能力、すなわち「生きる力」を養うことに、学校図書館の果たす役割はますます重要となっている。しかし、学校図書館の専門的職務を担う司書教諭については、平成15年4月から12学級以上のすべての学校に司書教諭が発令されることになったものの、専任ではないために、その職責が十分に果たされず、学校図書館の機能が発揮されていない状況にある。

このため、学校図書館が子どもたちにとって、生き生きとした活動の場となり、その機能を十分に果たすために「専門」かつ「専任」の司書教諭の配置が求められている。したがって、国においては、「専任司書教諭制度」を確立するため、学校図書館法を初めとする関連諸法の改正と、それに伴う財源措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月28日

高槻市議会

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。